

平成二十二年十一月十九日受領  
答弁第一四八号

内閣衆質一七六第一四八号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解  
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一から六まで及び九について

検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。お尋ねのうち、菅直人衆議院議員の政治家個人としての活動に係るものについては、政府としてお答えする立場にない。

七について

調査活動費を含む検察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検査を受けている。

八について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控える。